13―1	23. 1.28	鬱病に係る公務上の認定	棄　却
13―2	23. 1.28	左小指マレット指（腱性）に係る障害等級の決定	棄　却
13―3	23. 2.25	抑鬱状態、神経衰弱状態、統合失調症等に係る公務上の認定	棄　却
13―4	23. 3.18	低髄液圧症候群、血管性頭痛に係る通勤災害の認定	棄　却
13―7	23. 3.28	右第３指骨折、右手創傷に係る治癒の認定	棄　却

第４節　給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度（給与法第21条）は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものであって、規則13―４（給与の決定に関する審査の申立て）に定められた審査手続に従って行われている。

平成22年度は、勤勉手当の成績率の決定を不服とする申立てを中心に13件の申立てがあり、これに前年度から繰り越した33件を加えて、係属件数は46件となった。その処理状況は、決定を行ったもの14件、取下げ・却下等３件であり、平成23年度に繰り越したものは29件である（表７―４）。

表７―４　平成22年度給与決定審査申立事案決定一覧

指令番号	決定年月日	申　立　内　容	決　定
13―23	22. 4.16	平成21年１月１日の昇給区分 平成21年１月15日からの俸給半減措置	棄　却
13―24	22. 4.27	平成20年６月期の勤勉手当の成績率 平成21年１月１日の昇給区分	棄　却
13―30	22. 5.28	平成19年６月期の勤勉手当の成績率 平成19年12月期の勤勉手当の成績率 平成20年６月期の勤勉手当の成績率 平成20年12月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13―32	22. 6.11	平成20年12月期の勤勉手当の成績率 平成21年６月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13―38	22. 8. 5	平成18年４月１日の俸給の切替時の号俸	棄　却
13―40	22. 9.10	平成19年12月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13―41	22. 9.24	平成20年12月期の勤勉手当の成績率	容　認
13―45	22.11.12	平成21年６月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13―5	23. 3.18	通勤手当の改定の取消し	棄　却

第５節　苦情相談

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、人事院の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものであって、規則13―５（職員からの苦情相談）に定められた手続に従って行われている。

このような職員からの苦情を迅速に解決するための苦情相談業務は、能力実績重視の人事管理が求められている中で、公務能率の維持・増進の観点からもますます重要になってきている。

最近５年間の苦情相談の件数は、図７―３のとおりである。

平成22年度に受け付けた苦情相談件数は1,038件で、内容的にもセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせなどの人間関係に起因する複雑で解決の容易でない相談が依然として多い状況にある。内容別件数は、図７―４のとおりである。

また、職員からの多様な苦情相談に対し迅速かつ適切に対応するためには、各府省と密接な連携を取りながら苦情相談体制の充実を図る必要があることから、「苦情相談に関する府省連絡会議」や「各府省苦情相談担当官研修」を人事院の本院及び各地方事務局（所）で開催した。

図７―３　苦情相談件数の推移

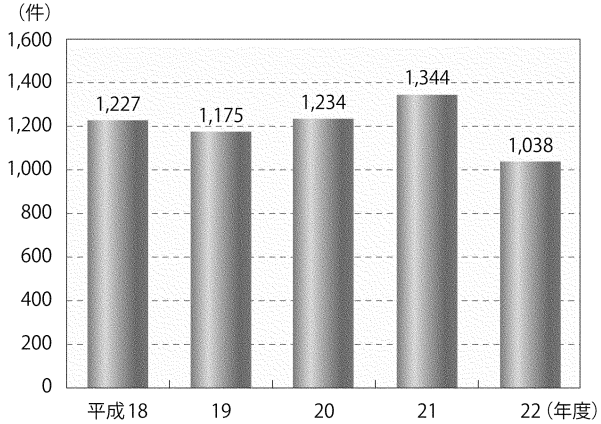
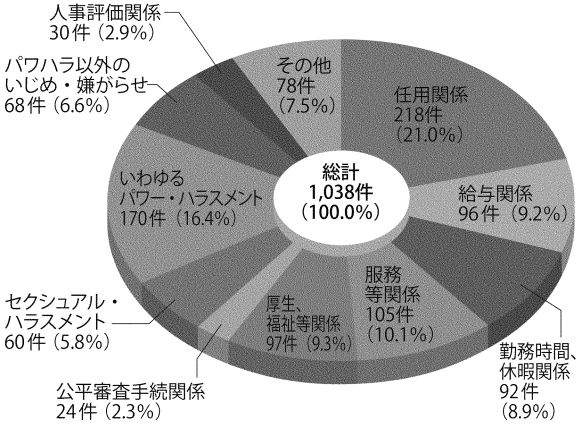


図７―４　平成22年度苦情相談の内容別件数



第８章　国際協力

国際社会における我が国の果たすべき役割が大きくなるにつれ、我が国公務員を開発途上国等の政府や国際機関に派遣してほしいという要請に加え、諸外国の公務員の育成や公務員制度の整備等について協力してほしいという要請が強くなっている。

人事院は、派遣法の適正な実施や、諸外国の政府職員等の研修に係る協力、中国・韓国との連携などを通じて、人事行政分野における国際協力を推進している。